監査の結果に関する報告に基づいて**局長等が講じた措置**について

1 定期監査

(1) 平成12年度第2回定期監査

ア 事務関係

監 査 結 果

措置結果

(1) 補助金要綱の見直しを求めるもの(衛生局) 横浜市公衆浴場補助金交付要綱によると、公衆 浴場について利用機会を確保し、衛生向上を図る などのため、各種事業に補助金を交付しているが、 補助対象期間中に営業廃止をした場合における補 助金の精算方法が記載されていなかったので、要

平成15年10月に「横浜市公 衆浴場補助金交付要綱」を改 正し、補助対象期間中に営業 廃止した場合には、期間に応 じて補助金を返還させること としました。

(2) 平成14年度第1回定期監査 ア 事務関係

綱を整備されたい。

監 査 結 果

措置結果

(1) 未収金について適正な債権管理を求めるもの (市民局)

市民局では、技能職設備資金等の貸付事業を実施しているが、これら貸付債権の中には、本人の死亡、所在不明のため未返済になっているもの、さらには、時効期間が経過しているものなどが見受けられたので、不納欠損の処理や本人及び連帯保証人への督促など滞納整理事務の一層の強化を図り、適正な債権管理を行うよう改められたい。

貸付債権については、次のとおり督促や催告を行うなど、滞納整理事務の一層の強化を図りました。

技能職設備資金及び技能職 振興資金について、滞納案件 50件に対して文書及び電話に よる督促を行いました。その 結果、2件について、返済が 再開されました。また、平成 14年度中に2件の不納欠損処 分を行いました。

勤労者福祉共済福祉資金 (旧制度)の滞納案件19件に ついて、平成14年度中に所在

の確認を行い、郵送による督 促及び自宅訪問調査を行いま した。その結果、1件につい て、返済が再開されました。 また、平成15年11月に2件の 不納欠損処分を行いました。

災害緊急特別融資未収金に ついては、福祉局と連携し、 未納者4人の所在の確認を行いました。未納者全員の所在 が確認できたため、郵送によ る返済の催告を行い、納付書 を送付しました。その結果、 1件については、返済が再開 されました。

なお、貸付債権については、 今後とも、適正な債権管理に 努めていきます。

(3) 平成14年度第2回定期監査

ア 事務関係

監 査 結 果

措置結果

(1) 生活保護費現金送金支給事務について改善を求めるもの(南区)

南区福祉保健センターでは、生活保護費の支給事務を行っており、支給方法として窓口払、口座振込及び現金送金があるが、このうち、現金送金は窓口払及び口座振込が困難な者について、本人からの委任に基づいて現金書留により居宅、病院等に送金している。

そこで、この現金送金に関する事務について平成14年4月及び8月の定例支給分を抽出によりみたところ、次のようなものが見受けられた。

ア 居宅へ送金する対象者のうち、半数以上が送 金せずに本人へ直接支給していたもの

イ 現金送金の場合には、現金書留封筒への封入 対象113件中58件でしたが、 作業等を行う必要があるため、定例支給日の2 平成15年4月現在では、64件 日前に金融機関から現金を受領し、送金せずに 中9件、9月現在では48件中

居宅へ送金する対象者のうち、本人への生活指導等の理由により送金しないで区から直接本人に渡すものについては、平成15年4月から順次、福祉保健課職員が代理受領し、窓口払する方法に切り替えました。

その結果、送金せずに本人 へ直接支給していたものは、 平成14年8月時点で居宅送金 対象113件中58件でしたが、 平成15年4月現在では、64件 中9件、9月現在では48件中 本人へ支給するまでの数日から数週間に渡って ▮ 0 件となりました。 現金を保管していたもの

これらは、生活指導を行いながら生活保護費を 支給対象者本人へ直接支給する手段として、現金 送金としていたものである。

しかしながら、区役所内に設置された会場等で 支給する窓口払の中には、福祉保健課職員が代理 受領し、生活指導を行いながら直接支給する方法 もあるので、現金保管の安全性や事務効率化の観 点から、現金送金を窓口払へ変更するよう、適正 な事務処理に改められたい。

イ 工事関係

監 杳 結 果

(1) 現場技術業務委託に関する仕様書の規定事項に ついて統一化を図るよう求めるもの(交通局)

高速鉄道4号線における平成14年度の現場技術 業務委託に関しては、建設工区を第1工区から第 3 工区までの三つの工区に区分し、第1 工区及び 第2 工区を民間の建設コンサルタントに、第3 工 区を横浜交通開発株式会社にそれぞれ委託してい る。

そこで、横浜交通開発株式会社に委託している 「高速鉄道4号線現場技術業務第3工区」をみた ところ、業務に従事する監督員の特定が可能で、 その経歴及び実績が事前に把握できたことから、 建設コンサルタントへの委託工区と異なり、契約 書の現場技術業務仕様書に委託監督員の人員配 置、資格要件、配置構成等についての必要事項の 記載がされていなかった。

同一内容の業務委託について、委託工区により 仕様書の必要事項の記載が異なるのは適切ではな いので統一化を図られたい。

措置結果

現場技術業務仕様書の見直 しを行い、平成15年度の横浜 交通開発株式会社への委託か ら、業務に従事する委託監督 員の人員配置、資格要件、配 置構成等について記載するよ う改めるとともに、標準仕様 書として民間コンサルタント と統一を図りました。

- 2 財政援助団体等監査
 - (1) 平成13年度財政援助団体等監査
 - ア 出資団体
 - (7) 財団法人横浜市廃棄物資源公社(環境事業局)
 - a 局の事務に関する事項

監 査 結 果

措置結果

(1) PETボトルの分別収集において、より良好な 状態で回収できるよう効果的な広報活動について 検討を求めるもの

環境事業局は、再資源化のために、一括して混合収集されたPET(ポリ・エチレン・テレフタレート)ボトル、缶、びんの選別、圧縮、梱包を行う選別施設管理運営事業を、財団法人横浜市廃棄物資源公社に委託している。

そこで、本市3箇所の選別施設において、財団法人日本容器包装リサイクル協会が実施した「PETボトルベール品の検査記録票」をみたところ、収集された段階で再商品化に支障となる「外観汚れ」又は「蓋付き」のPETボトルの混入割合が高いため、総合判定では、すべての選別施設において分別基準適合物と見なすことが困難である「D」となっていた。

PETボトル、缶、びんの一括混合収集に当たっての市民への広報活動は、従来からも実施してきているが、PETボトルの再商品化の向上には、特に「外観汚れ」又は「蓋付き」の混入割合を低くすることが重要であるので、その旨を周知徹底する広報活動が必要である。

また、PETボトルについては、再資源化のための収集範囲も全市域に拡大され、今後も収集量が増加すると見込まれるので、今まで以上に市民の協力を得て、より良好な状態で回収できるよう、効果的な広報活動を検討されたい。

PETボトルの「外観汚れ」 又は「蓋付き」の混入割合を低くするため、G30行動推進の広報活動及び家庭ごみの分別収集拡大モデル事業の説明の中でPETボトルの排出ルールについて周知しました。

その結果、PETボトルの「外観汚れ」や「蓋付き」の混入状況などに改善が図られてきております。

今後も、平成17年4月の全 市域実施に向けて、モデル事 業と同様に各地域に出向いて きめ細かく説明を行うなど、 あらゆる機会を通じて排出ル ールの周知徹底に努めてまい ります。

なお、分別収集されたPE Tボトルについては、全国的 に品質が改善されてきている ことから、財団法人日本容器 包装リサイクル協会では、平 成15年度については品質検査 を実施しません。

(2) 平成14年度財政援助団体等監査

ア 出資団体(公の施設の管理受託事務を含む。)

- (7) 財団法人横浜市芸術文化振興財団(市民局)
 - a 団体の事務に関する事項

監 査 結 果

措置結果

a 入場券の受託販売について改善を求めるもの 各区民文化センター及び市民プラザ(以下「センター等」という。)において、市民がホール等 を利用して催物を行う際の有料の入場券を販売す るサービスの提供について、センター等によって 取扱いが異なっていた。また、販売のサービスを 提供している場合でも、販売金額の一部を販売手 数料として徴収することについて、その有無や手 数料率が異なっていた。

ついては、多くの市民が利用する文化施設であるため、入場券の販売に係る財団としての基準が必要であると認められた。

財団法人横浜市芸術文化振 興財団に対して、適正な事務 処理を行うよう指導しまし た。

これを受けて財団法人横浜 市芸術文化振興財団では、平 成15年9月から、区民文化セ ンター及び市民プラザにおけ る入場券の受託販売につい て、取り扱う入場券の範囲や 手数料等の基準を統一し、サ ービスの提供を行うよう改め ました。

b 経理手続を適正化すべきもの

横浜美術館における経理手続をみたところ、通信運搬費として支出したものの中に、横浜美術館の企画展の広報宣伝を目的とした支出が含まれていたが、広報宣伝に要した費用は通信運搬費に該当しないので、適切な科目で処理する必要があると認められた。

財団法人横浜市芸術文化振 興財団に対して、適正な事務 処理を行うよう指導しまし た。

これを受けて財団法人横浜 市芸術文化振興財団では、平 成15年4月から、適切な科目 (委託費)で処理するよう改 めました。

(イ) 財団法人横浜産業振興公社(経済局)

a 団体の事務に関する事項

結 監 杳 果

措置結果

a 契約締結事務について改善を求めるもの

財団法人横浜産業振興公社(以下「公社」とい う。) では、契約締結に当たり、公社内に設置さ れた「契約事務処理委員会」(以下「委員会」と いう。) において契約業者を選定している。ただ し、2か年以上にわたって継続する業務のうち、 1つの業者に継続して契約することについて、あ らかじめ委員会で承認を受けた案件については、 委員会へ付議することなく業者選定できる旨を 「財団法人横浜産業振興公社契約事務処理委員会 要綱」(以下「要綱」という。)で規定するととも に、公社の内規により3年間は同一業者と契約で きることとしている。

そこで、公社における契約事務についてみたと ころ、公社が管理運営する施設の管理業務等につ いて、同一業者と3年間継続して契約しているも のが見受けられたが、これらの業務の一部につい ては、契約の相手方を特定するだけの合理的理由 がないことから、競争性を排除してまで継続契約 する必要性が認められなかった。

しかも、当初年度の契約金額と同一金額で2年 度目以降も契約締結していたが、契約金額の決定 に当たっては、毎年度、契約の目的となる物件又 は役務について取引の実例価格、需給の状況等を 考慮して定めなければならないものであることか ら、同一金額とする必然性も認められなかった。

ついては、毎年度、予定価格を算定して適正な 金額で契約するなど契約締結事務の改善を図る必 要があると認められた。

に対して、適正な事務処理を 行うよう指導しました。 これを受けて、財団法人横

財団法人横浜産業振興公社

浜産業振興公社では、原則と して、2か年以上にわたって 継続する業務について、毎年 度、契約事務処理委員会に付 議し、業者選定することとし ました。また、同社の契約事 務処理委員会要綱で規定する 適用除外項目について、同委 員会内規で、特殊な施設・設 備等のため、製造業者に保守 点検を委託するもの (エレベ ータ保守点検業務、機械式駐 車場設備保守業務等)など、 「業務の特殊性や契約の性質 又は目的により同一業者にて

前年度と同一業者との契約 における契約金額について は、予定価格を毎年度算定し、 適正な契約手続を行うことと しました。

翌年度以降も継続する合理性

があるもの」に限定しました。

b 金沢テクノコアの賃貸借契約について改善を求 めるもの

財団法人横浜産業振興公社では、「金沢テクノ コア」において、インキュベート(創業支援)施 設の賃貸借を行っているが、入居企業からの賃貸┃行うよう指導しました。

財団法人横浜産業振興公社 |に対して、適正な事務処理を

料の徴収状況をみたところ、賃貸料を3か月以上 これを受けて財団法人横浜 滞納していたものが見受けられた。 産業振興公社では、次のよう

賃貸借契約書によれば、金銭債務の履行を3か 月以上怠ったときは、契約の解除が可能であるこ とから、賃貸料の遅延が生じた場合には、滞納期 間が長期に及ぶ前に早期の未納解消に向けて相手 方へ催告を行うなど、積極的に債権回収を図る必 要があると認められた。併せて、現在の契約書に は、滞納した場合の延滞金の定めがないことから、 延滞金条項の追加等、契約内容を見直す必要があ ると認められた。 これを受けて財団法人横浜 産業振興公社では、次のよう に適正な事務処理に改めまし た。

平成15年度から、賃貸料の 遅延が見られた場合には速や かに催告を行うとともに、滞 納が長期化しないよう文書で 通知するなど、財団内での事 務手続を徹底しました。

併せて、今後締結する契約 については、延滞金(遅延損 害金)に関する条項を追加し ました。

(ウ) 横浜市信用保証協会(経済局)

a 団体の事務に関する事項

監 査 結 果

b より安全な資金運用に改めるべきもの

横浜市信用保証協会の資金運用を見たところ、 平成14年度より決済性預金以外は、預金保険制度 の保護対象額を元本1,000万円及びその利息を限 度として保護するペイオフが実施されたが、自己 資金のうち 125億7,069万円及び金融機関の融資 を促進するため中小企業総合事業団から同協会が 借り入れて預託する資金83億 8,600万円を、定期 預金で運用し、また、自己資金の40億 8,354万円 を金融債で運用しているので、より安全な運用方 法に改める必要があると認められた。

措置結果

横浜市信用保証協会に対して、適正な事務処理を行うよう指導しました。

これを受けて横浜市信用保証協会では、自己資金のうち定期預金については、約30%を普通預金に移行しました。また、残りの定期預金は保証取扱実績の上位でかつ安全性が高いと思われる金融機関だけにし、期間も1~3ヶ月とし、満期時に安全性等を確認し継続預金しています。

金融債のうち利付金融債に ついては、満期の都度普通預 金へ変更し、割引金融債につ いては、再度協会内で金融機 関・商品の安全性を検討した 結果、商工組合中央金庫を安

全性が高い金融機関・商品で あると判断したため、継続運 用します。

中小企業総合事業団借入の 預託については、満期の都度 普通預金へ変更します。

(I) 横浜川崎曳船株式会社(港湾局)

a 団体の事務に関する事項

監 査 結 果

措置結果

a 貸借対照表に引当金の計上基準を注記すべきも の

横浜川崎曳船株式会社の決算書類についてみたところ、貸借対照表に賞与引当金及び退職給与引当金が計上されていたが、引当金の計上基準が記載されていなかった。引当金の計上基準は重要な会計方針として開示が必要とされているので、決算書類に注記する必要があると認められた。

横浜川崎曳船株式会社に対して、適正な事務処理を行うよう指導しました。

これを受けて横浜川崎曳船 株式会社では、平成14年度決 算から、貸借対照表の注記事 項として引当金の計上基準を 記載しました。

- (才) 横浜交通開発株式会社(交通局)
 - a 団体の事務に関する事項

措置結果

a 有料駐車場賃料の債権管理について改善を求めるもの

横浜交通開発株式会社では、賃料収入の一部を 交通局に納付することを条件に、交通局から管理 を受託した土地で有料駐車場を経営している。

そこで、平成14年度の有料駐車場賃料の収納状況についてみたところ、平成15年1月時点で約60万円が未納となっており、督促など回収に当たっての交渉の記録が明確でないなど、債権としての管理が不十分であったので、適正な債権管理に改める必要があると認められた。

横浜交通開発株式会社に対して、未納となっている有料 駐車場賃料について、督促な どの交渉経過を記録するなど 債権管理を適正に行うよう指 導しました。

これを受けて、横浜交通開発株式会社では、未収賃料の回収強化に向けて、債権管理 簿を設けるなど、一層適正な

b 局の事務に関する事項

監 査 結 果

措置結果

平成15年10月に、管理の具

a 土地管理委託の契約について改善を求めるもの 交通局では、局所管の土地の一部について、横 浜交通開発株式会社(以下「交通開発」という。) に管理を委託し、賃料収入の一部を交通局に納付 することを条件に、交通局から管理を受託した土 地で有料駐車場を経営することを認めている。

体的内容などを定めた土地管 理委託契約を新たに締結しま した。

そこで、土地管理委託の内容についてみたところ、管理の具体的な内容があらかじめ定められていないため、契約書による履行の確認が行えない状況となっていた。

ついては、管理の内容などについて契約で具体的に定めるなど適正な契約に改められたい。

b 領収書の扱いについて改善を求めるもの

交通局では、定期券発売所での定期券、乗車券等の発売等を横浜交通開発株式会社(以下「交通開発」という。)に委託しており、代金の領収に際して購入者の求めに応じて、交通開発が領収書を発行している。

そこで、当該領収書をみたところ、交通局が管理している領収書用紙に、交通局の収入金の収納、保管等を所管する職員が任命される交通局金銭分任企業出納員の印を押印した交通局が使用管理すべき領収書を交通開発に使用させていたので、適正な事務処理に改められたい。

横浜交通開発株式会社(以下「交通開発」という。)に対して、定期券発売所での定期券、乗車券等の発売等に際して、交通開発で定めた領収書を使用させるようにし、適正な事務処理に改めました。

なお、交通開発に使用させ ていた交通局の領収書は回収 しました。

c 物品の管理について改善を求めるもの

交通局では、定期券発売所で定期券、乗車券等の発売等を行うことを横浜交通開発株式会社(以下「交通開発」という。)に委託し、契約で受託業務に必要な機器等を交通局が受託者に無償貸与又は支給すると定めている。

また、物品の貸出しに当たっては、貸出簿及び

「横浜市交通局物品管理要綱」に基づき、適正な物品管理を行うよう改めました。

契約書等の貸出しを証する書類を作成することが「横浜市交通局物品管理要綱」で定められている。 そこで、委託に係る物品の管理状況についてみ たところ、次のようなものが見受けられたので、 適正な物品管理を行うよう改められたい。

- (a) 貸出しを証する書類を作成することなく、机 等を交通開発に貸与していたもの
- (a) 机等について、横浜交通 開発株式会社への貸与に当 たり、契約書に基づく貸出 しを証する書類を徴しまし た。
- (b) 局の物品受払整理簿に記載しておらず、さら に貸出しを証する書類を作成することなく、耐 火金庫を交通開発に貸与していたもの
- (b) 耐火金庫について、「物品受払整理簿」に記載し、 横浜交通開発株式会社への 貸与に当たり、契約書に基 づく貸出しを証する書類を 徴しました。

イ 財政援助団体

- (ア) 社会福祉法人ひまわり福祉会及び社会福祉法人若竹大寿会(福祉局)
 - a 団体の事務に関する事項

監 査 結 果

措置結果

a 補助金の未収金処理の適正化を求めるもの 福祉局では、社会福祉法人が横浜市内に設置す る民間老人ホーム等の整備に要する費用に対し補 助金を交付している。そこで、社会福祉法人ひま わり福祉会の特別養護老人ホーム「富岡はまかぜ」 及び社会福祉法人若竹大寿会の特別養護老人ホーム「わかたけ富岡」に交付した平成13年度民間老 人ホーム建設費補助金について平成13年度末の貸 借対照表、収支計算書の記載内容をみたところ、 当該年度の未収金として経理すべき同補助金が、 計上されず翌年度に補助金収入として経理されて いたので、適正な経理処理に改める必要があると 認められた。

社会福祉法人ひまわり福祉 会及び社会福祉法人若竹大寿 会に対して、適正な経理処理 に改めるよう指導しました。

これを受けて社会福祉法人 ひまわり福祉会では平成15年 5月に、社会福祉法人若竹大 寿会では平成15年3月に、理 事会の認定を得て、民間老人 ホーム建設費補助金を平成13 年度の未収金として計上する よう、貸借対照表及び収支計 算書を修正しました。

(イ) 社会福祉法人慶優会(福祉局)

a 団体の事務に関する事項

杳 結 監 果

措置結果

a 水道利用加入金を建築工事費の経費対象外とす るよう求めるもの

「横浜市水道条例」によれば給水装置の新設工 事及び改造工事の申込者は、新旧利用者の負担の 公平を図るため、メーターの口径に応じ水道利用 加入金(以下「加入金」という。)を納入しなけ ればならないとされている。この加入金の取扱い については、一般的には建築工事の直接工事費に は含めず、また一般管理費等の経費算定の対象と しないこととされている。

しかしながら、社会福祉法人慶優会の「(仮称) 今宿ホーム新築工事」において、建築工事(補助 対象)の直接工事費に当該加入金が含まれており、 一般管理費等の経費算定対象として積算してい た。

加入金を工事費(補助対象)に含めて積算する に当たっては、建築工事の直接工事費に含めず、 一般管理費等の経費対象としないよう改善する必 要があると認められた。

社会福祉法人慶優会に対し ては、水道加入金を建築工事 費の直接工事費に含めず、一 般管理費の経費対象としない よう指導しました。なお、再 計算の結果、本市補助金への 影響はありませんでした。

今後、特別養護老人ホーム 等を建築するに当たり、水道 利用加入金が適正に計上され るよう、局内はもとより、法 人及び建築関係者に指導徹底 を図ってまいります。

- (ウ) 社会福祉法人秀峰会(福祉局)
 - a 団体の事務に関する事項

監 杳 結 果

措置結果

a 助成金の未収金処理の適正化を求めるもの 福祉局では、横浜市内の民間社会福祉施設で、 災害時に地域の要援護者及びその家族を受け入れ ることができる施設を申請により指定し、応急備 蓄物資を整備する費用を助成している。そこで、 社会福祉法人秀峰会の老人短期入所施設「花の生 活館」に交付した民間社会福祉施設災害時応急備 蓄物資整備事業助成金について、平成13年度末の 貸借対照表及び資金収支計算書の記載内容をみた ところ、当該年度の未収金として経理すべき同助┃度の未収金として計上するよ┃

社会福祉法人秀峰会に対し て、適正な経理処理に改める よう指導しました。

これを受けて社会福祉法人 秀峰会では、平成15年5月に 理事会の認定を得て、民間社 会福祉施設災害時応急備蓄物 資整備事業助成金を平成13年 成金が、計上されず翌年度に補助金収入として経しう、貸借対照表及び資金収支 理されていたので、適正な経理処理に改める必要┃計算書を修正しました。 があると認められた。